いじめ防止等についての学校基本方針

静岡県立新居高等学校

1 いじめの定義及び基本的な考え方

(1) いじめの定義

本方針における「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。（いじめ防止対策推進法第２条）

※冷やかし、からかい、SNS 上の誹謗中傷、仲間はずれ等、表面上はふざけ合いに見える行為であっても、本人が心身の苦痛を感じていればいじめと認識する。また、本人が苦痛を表現できない場合や自覚していない場合も留意し、児童生徒の立場に立って多角的に判断する。

(2) 基本的な考え方

ア 「いじめは人間として絶対に許されない行為である」との共通認識のもと、全教職員が組織的に対応する。

イ いじめはどの生徒にも起こりうるものであり、未然防止、早期発見、早期解消に学校・家庭・地域・関係機関が「社会総がかり」で取り組む。

ウ 障害のある生徒、外国にルーツのある生徒、性的マイノリティの生徒など、特別な配慮を要する生徒への日常的・組織的な支援を推進する。

2 いじめ防止等への取組体制（学校いじめ対策組織）

(1) 組織の設置と構成

本校におけるいじめ防止等の取組の中核として、常設の「いじめ防止等対策委員会（学校いじめ対策組織）」を設置する。本組織は、いじめの相談・通報の窓口でもある。

ア 構成員：校長、副校長、教頭、生徒課長、学年主任、クラス担任、養護教諭、教育相談担当。

イ 必要に応じ追加する構成員：部活動顧問、教科担任、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールロイヤー、警察官経験者、学校運営協議会委員等。

(2) 組織の運用（定期打合せ及び緊急会議）

ア 定期打合せ：情報の収集、記録、共有、気になる生徒の把握、いじめ防止策の企画立案のため、定期的に打合せを行う。（月１回程度）

イ 緊急会議：いじめに係る情報や疑いが発生した場合は、直ちに緊急会議（小委員会含む）を開催し、初動対応や対応方針を協議・決定する。

3 いじめ防止等への取組の具体

(1) いじめを未然防止するための取組

ア 基本方針の公表・説明：本方針を学校ホームページ等で公表するとともに、入学時及び毎年度の開始時に、生徒、保護者、警察や相談機関等の関係機関へ説明・周知する。

イ 望ましい人間関係の育成：学校行事、部活動、朝読書、道徳的理解を深める授業、保育体験実習、特別支援学校との交流等を通じ、多様性を認め合う心を育む。

ウ 配慮を要する生徒への支援：発達障害含む障害のある生徒、外国ルーツの生徒、性的マイノリティの生徒等に対し、個別の特性に応じた組織的支援を行う。

エ 教職員研修：事例研究や道徳授業実践、情報モラル等に関する校内研修を年間計画に基づき実施する。

オ 意見聴取と見直し：年度末に生徒、保護者（PTA）、学校運営協議会委員等から意見を聴取し、方針の点検・改善を行う。

（2） いじめを早期発見するための取組

ア 定期調査等の実施：学校風土調査（7月）、学校生活アンケート調査（6月、9月、11月）、いじめアンケート（1月）を実施する。

イ 個人面談等の実施：担任面談（4月、9月）、三者面談（夏季休業中）、SC教育相談（月2回）。

ウ 日常観察：校内巡視や声掛けを継続し、変化を見逃さない。

エ 欠席対応の基準（原則）の設定：明確な理由のない欠席や体調不良（発熱、頭痛、腹痛、不眠、無気力等）による欠席がいじめのSOSである可能性を踏まえ、以下の基準（原則）で組織対応する。

欠席の段階	対応方針（原則）	情報共有・連携ルール
当日・初期段階	担任による当日中の連絡・聞き取り。体調不良等の訴えの背景に注意。	学年主任・養護教諭へ報告。
連続3日欠席	担任・学年主任による家庭連絡・状況確認。必要に応じ家庭訪問。	生徒課長・教頭へ情報共有。（管理職共有）
連続5日欠席（または月間数日）	背景要因の分析とケース会議の実施。	管理職・SC・SSWとの連携協議。不登校重大事態（年間30日目安）の予兆として注視。

（3） いじめを早期解決・対応するための取組（情報共有体制・対応フロー）

ア 報告の義務化：いじめを目撃・相談された教職員は、特定の者で抱え込まず、24時間以内に「いじめ防止等対策委員会」へ即報告する。

イ 事案への組織対応：報告を受け直ちに小委員会・緊急会議を開設（3日以内）。事実に予断を持たず、複数教員で被害・加害・周囲から聞き取りを実施。

ウ 被害生徒の保護・加害指導：被害生徒の安全確保を最優先し、別室学習等の措置も検討。加害生徒へは適切な指導・別室指導・懲戒を検討。「観衆」「傍観者」へも指導。

エ いじめ解消の定義の適用：いじめが「解消した」状態とは、①いじめ行為が少なくとも3か月を目安として止んでいること、②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと、の2条件を双方満たした状態とする。解消後も観察を継続する。

オ ネットいじめ対応：SNS 等の誹謗中傷に対しては、書き込みの保存・証拠保全、プロバイダ等への削除依頼を迅速に行い、被害拡大を防ぐ。

4 重大事態への対処

（1） 重大事態の定義

以下の事態が発生した疑いがある場合、学校は直ちに「重大事態」として対処する。

ア 第1号重大事態：いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い。（自殺企図、重大な傷病、転学等を余儀なくされた場合等）

イ 第2号重大事態（不登校重大事態）：いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑い、又は一定期間連続して欠席しているとき。

※生徒・保護者から重大被害の申立てがあった場合は、学校が「重大事態ではない」と決めつけず、直ちに重大事態として調査・報告を開始する。

（2） 調査組織の設置及び知事・県教委への報告

ア 重大事態発生時は、直ちに県教育委員会を通じて知事へ報告する。

イ 学校の下に専門的かつ客観的な調査組織（弁護士・医師・SC 等を含む）を設置し、質問票や聞き取りによる事実関係の調査を行う。

ウ 調査結果及び経過について、被害生徒及びその保護者に対し、適切かつ丁寧な情報提供を行う。

5 いじめ防止等のための年間計画

時期	主な取組・活動内容	対象
4月	いじめ対策委員会①／校内研修①／始業式・入学式での基本方針説明／関係機関への説明／担任面談①	生徒・保護者・教職員・関係機関
5月	いじめ対策委員会②（アンケート留意点）	生徒・教職員
6月	学校生活アンケート調査①／教育相談①／学校運営協議会①（方針説明）	生徒・保護者・地域
7月	学校風土調査／三者面談	生徒・保護者
9月	学校生活アンケート調査②／担任面談②	生徒
10月	人権・SNS 情報モラル研修／学校運営協議会②	生徒・教職員・保護者
11月	学校生活アンケート調査③／教育相談②	生徒・保護者
12月	担任面談③	生徒
1月	教育相談③／いじめアンケート	生徒・保護者
2月	学校運営協議会③（学校評価基盤確認）／校内研修②（年間総括）	教職員・地域
3月	いじめ対策委員会③（基本方針の検証・見直し、次年度計画立案）	教職員

6 補足事項及び学校評価による点検

本方針に定める未然防止・早期発見の取組については、実施率100%を達成目標とする。年度末の学校評価において達成状況を検証・評価し、目標未達の場合には具体的改善策を講じ、次年度方針へ反映させる。

2019年3月14日改訂
2024年4月4日改訂
2026年10月30日改訂